

【再支給用】糸満市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

要件チェックシート（このシートも提出して下さい）

①あなたは世帯主（主たる生計維持者）ですか

☐ はい

☐ いいえ（世帯主氏名：_____）

※世帯主（主たる生計維持者）

が申請してください

②あなたを含み、何人の世帯ですか

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
☐ 単身世帯	110,000円	468,000円	☐ 5人世帯	250,000円	1,000,000円
☐ 2人世帯	153,000円	690,000円	☐ 6人世帯	287,000円	1,000,000円
☐ 3人世帯	181,000円	840,000円	☐ 7人世帯	324,000円	1,000,000円
☐ 4人世帯	216,000円	1,000,000円	☐ 8人世帯	357,000円	1,000,000円

収入限度額・資産上限額をチェックして次へ！

③あなたの世帯では、現在ひと月にどれだけ収入がありますか（確認できる最新の収入月額）

☐ 給料（総支給額）	⇒	給与明細表	_____	円／月
☐ 売上（個人事業の方）	⇒	売上・経費がわかる帳簿等	_____	円／月
☐ 児童手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 児童扶養手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ その他の手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 各種年金	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 仕送り、養育費等	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 家族の収入	⇒	上記に準ずる	_____	円／月

合計 _____ 円／月

はい ☐ ②でチェックした収入上限額以内ですか？

超えている場合は、受給できません。

④あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金（定期預金含む）がありますか

☐ 世帯主名義の通帳 1	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 1	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 2	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 2	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 3	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 3	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 4	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 4	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 5	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 5	_____ 円

合計 _____ 円

はい ☐ ②でチェックした資産上限額以内ですか？

超えている場合は、受給できません。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受

給できる可能性があります。

裏面の必要書類を揃えて、糸満市役所社会福祉課へ郵送又は電話予約の上ご持参ください。（TEL098-994-8242）



他の審査項目があります



決定後、一定の求職活動等が必要です

**【再支給用】糸満市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
必要書類一覧表（このシートも提出して下さい）**

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により 必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	（同封の様式第1号（その4））	○	
②	申請時確認書	（同封の様式第1号（その5））	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	自立支援金（初回）が確認できる書類の写し	自立支援金支給決定通知書（写し）	○	
⑤	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、公的年金の総支給額が分かるもの（年金額改定通知書又は年金振込通知書）、手当等の振込記録（通帳）など ※収入が無い場合は、通帳など ※未成年かつ就学中の子の収入は含まない	○	
⑥	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの申請日時点の残高確認画面など。※お持ちの口座全ての通帳について表紙、見開き（店番、支店名、口座番号が記載されているページ）、直近6か月分のページの写しが必要。※自立支援金（初回）の振込確認（3回分）、自立支援金の振込先確認にも必要	○	
⑦	求職活動関係書類	求職受付票（ハローワークカード）の写し。但し、申請書に公共職業安定所から発行された求職番号を記入すれば、提出不要。	○	
⑧	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。 ※活動が確認できない場合には、支給中止となります。	
（1）公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③） ① 月1回以上、自立相談支援機関（糸満市くらしのサポートセンターきづき）の面接等の支援を受ける ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。 報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。	
（2）就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと	